

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **市川三郷町** (都道府県: **山梨県**)  
 本事業の担当部局名 **政策推進課政策推進係**

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	市川三郷町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	交付決定日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 2 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,200,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通                  本町の人口は減少の一途をたどり、令和2年の国勢調査では14,700人と平成27年15,763人と比較して1,063人(6.7%)の減少となっている。また市川三郷町総合戦略の基本目標に「結婚・出産・子育てを支援する」項目を設けており、少子化対策として総合的な支援を行ってきた。令和4年中は婚姻率は増加傾向にあるが、少子化および若者世帯の転出などにより、結婚適齢期の人口が減少し、出生数も少なくなっている。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け)                  &lt;当年度の少子化対策の全体像&gt;※全事業共通                  市川三郷町第2次総合戦略内基本目標1の令和8年度数値目標に合計特殊出生率1.35を掲げており、結婚、出産、子育ての各段階に対応した少子化対策事業として、これまで行ってきた妊娠・出産の支援を継続するとともに、小学校・中学校に入学する子供に対し補助金を交付し、子育ての段階的な支援を行う。また結婚につなげる男女の出会いの機会の創出なども引き続き実施する。</p> <p>&lt;本個別事業の位置付け&gt;                  少子化対策の事業として、新たな出会いの機会を創出するため実施している婚活イベントと併せて、若者世帯の町外への転出を抑え町内への転入を促すため、市川三郷町若者定住促進住宅補助金(若者世帯が町内に住宅を取得した場合補助金を交付するもの)と本事業の2本柱の支援にて、安心して出産ができる環境の整備につなげていく。</p>		
個別事業の内容	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
【継続補助】			
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 無			
※(注)3 【その他独自要件】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者が市町村税等を滞納していないこと</li> <li>・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと</li> <li>・婚姻日の要件および補助金対象期間の終期を「令和7年2月28日まで」とする。</li> </ul>			

2. 申請見込

①新規世帯見込	3	世帯	②継続世帯見込	0	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	1	世帯		
	その他	2	世帯		

【世帯数積算根拠】

申請見込については、前年度予算額と直近の支給実績に基づいて算出

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	1 世帯
～12月(実績)	1 世帯
1月～3月(見込)	0 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	1 世帯 × 600,000 円 =	600,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	2 世帯 × 300,000 円 =	600,000 円	
	(継続補助)		

3. 広報の実施予定

チラシ配布(婚活イベント時・婚姻届提出時)、町広報紙への掲載、町ホームページ及びSNS等での情報発信

KPI項目	単位	目標値	現状値	
			計画	実績
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通				
合計特殊出生率	%	1.35 (R8年度)	1.30 (H30年度)	
婚活イベントにおけるカップル成立数	組	30 (R8年度)	5 (R4年度)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通				
項目	単位	直近の実績		
合計特殊出生率		1.30 (H30年度)		
婚姻件数	件	40 (令和4年人口動態統計)		
婚姻率		2.9 (令和4年人口動態統計)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6				
事業内容番号	項目	単位	目標値	現状値
	(アウトプット)			
1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	75	25 (令和4年度)
	(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	17 (令和4年度)
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	100 (令和4年度)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	山梨県のHPや結婚支援事業イベントでのチラシ配布等を行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	町が委託している結婚支援事業の民間事業者へのチラシ等配布依頼や、町内賃貸不動産の管理事業者へのチラシ配布を行う。			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。